

## 宮津市監査公表第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表する。

令和8年1月19日

宮津市監査委員 尾崎吉晃  
同 久保浩

### 請求人に対する監査結果の通知文

宮監第21号  
令和8年1月15日

請求人 (省略) 様

宮津市監査委員 尾崎吉晃  
同 久保浩

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年1月5日に提出された住民監査請求については、次のとおり決定したので通知します。本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと以下のとおり判断し、却下します。

#### 1 請求の概要

税務・国保課は、請求人が令和7年7月に提出した書面及び損耗状況を示す写真、並びに令和7年10月に実施した現地視察により、（省略）所在の家屋に係る著しい損耗状況（雨漏り、天井崩落、黒カビの発生等）を把握しているにもかかわらず、「所有者による維持管理がなされていなかった」「評価の見直しは災害や天災など特別な事情がないと行えない」との理由をもって、固定資産評価基準に基づく評価の見直しを行わず、また、その是正を行わない制度的根拠について説明を行っていない。

地方税法第388条に基づく総務省告示「固定資産評価基準」では、損耗の程度に応じた減点補正率の適用について、「天災、火災、その他の事由により、経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でない場合」と規定しており、見直しの対象を災害や天災に限定していない。この点については、天災や火災に限らず通常の維持管理を前提とした年数の経過による損耗以上の大きな損耗が生じている場合には、その損耗の程度に応じた減価が考慮されるとの総務省の見解も得ている。

本件は、現況と登録評価額の乖離を放置し、本来課されるべきでない固定資産税を徴収し続けるものであり、地方税法及び総務省告示に反する不当な課税行為を継続している状態に該当するため、税務・国保課が、固定資産評価基準に基づき、当該家屋の現況と評価前提の乖離を是正すべき義務を怠っているか否かについて監査し、不当な課税が継続していると認められる場合には、速やかに評価の是正を行うよう、市長に対し必要な勧告を行うことを求める。

## 2 判断に至った理由

住民監査請求の対象となる行為等について定める法第242条第1項は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある…と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実…があると認めるときは、…当該普通地方公共団体の被った損害を補填するため必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しており、その対象は財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

これを本件請求についてみると、請求人は、当該家屋の現況と固定資産評価が乖離しており、通常以上の損耗が家屋に生じている場合に評価額を減額するための損耗減点補正率が適用されるべきとして評価の是正を求めているものであるが、固定資産評価額の設定は一般行政事務に該当し、評価の適否については、中立的・専門的な行政委員会である市の固定資産評価審査委員会において審査・決定されるものであるため、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に該当する内容とは認められない。

したがって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。